

第 206 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 4 年 8 月 10 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 206 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 4 年 8 月 10 日（水） 午後 2 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 4 年 8 月 10 日（水） 午後 2 時 19 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員（13 人）

会長	4 番	中 村 文 男	
会長職務代理	9 番	川守田 雄 一	
委員	1 番	佐々木 正 義	2 番 石 橋 薫
	3 番	夏 坂 元一朗	5 番 夏 堀 健 一
	6 番	梅 内 道 子	7 番 山 田 憲 幸
	8 番	堀 内 重 男	11 番 佐々木 徳 志
	12 番	三 浦 恵美子	13 番 赤 石 敏 文
	15 番	河守田 雄 一	

5. 欠席委員（1 人）

10 番	佐々木 一 雄	14 番	高 橋 勝 敏
16 番	工 藤 信 仁		

6. 会議書記

事務局長	野 月 正 治
主幹	小田原 孝 治
総括主査	佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消し願いの受理について
日程第 5	議案第 2 0 号農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 2 1 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

中村会長	はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 7 番 山 田 憲 幸 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから第 206 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、10 番佐々木一雄委員・14 番高橋勝敏委員・16 番工藤信仁委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 13 名で、委員定数に達しておりますので、第 206 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 10 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 1 番 佐々木 正義 委員 2 番 石橋 薫 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消し願いの受理について」を報告いたします。 報告の説明を求めます。

小田原主幹	小田原主幹 報告第 6 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消し願いを受理したので報告するもので、1 件であります。 農地の所在、地目、面積、所有者の氏名及び権利の設定を受ける者の住所・氏名、転用面積は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の取消し理由は、申請地の水はけが悪く、太陽光発電施設設備の経費が想定を超えたことから、事業実施を断念したためです。
議長	次に、日程第 5 議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここでは、農業委員 2 番石橋薫委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 － 石橋委員退席 － （午後 2 時 12 分退席） 議案の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 20 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 5 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議長	農地調査の結果について、説明を求めます。 梅内 道子 調査員
梅内調査員	6 番 梅内から説明いたします。 去る 8 月 2 日、田中農地利用最適化推進委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 20 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 20 号について、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 3 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。 番号 4 番から番号 5 番の申請理由は、自作地を相互交換するため、申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議長	議案第 20 号について、ご異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 ここで、石橋薫委員 の入室を求めます。 — 石橋委員入室 — (午後 2 時 16 分着席) 次に、日程第 6 議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 21 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、2 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 2 番の利用目的は田、期間は 4 年 7 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 21 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 206 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 19 分) 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年8月12日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....